

三木町農業委員会
令和3年9月 定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会

令和3年9月 定例総会議事録

- (会 期) 1日間
(開催年月日) 令和3年9月17日
(会議時間) 13:30 ～ 14:30
(開催場所) 三木町会議室棟
第3・4会議室
(議題) 別紙のとおり

出席委員数 18名

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1番 松田 隆雄 | 11番 高重 浩二 |
| 2番 香西 茂知 | 12番 白井 敏雄 |
| 3番 古市 哲 | 13番 吉原 博 |
| 4番 藤澤 勇一 | 14番 中川 詰郎 |
| 5番 鎌倉 茂雄 | 15番 横山 良秀 |
| 6番 溝渕 常雄 | 16番 岡田 久 |
| 7番 川田 正憲 | 17番 鎌倉 守 |
| 8番 鈴木 勤 | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理) |
| 9番 小川 正則 | 19番 高尾 壽一 (会長) |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) | |

(事務局)

- 1 平井元事務局長 2 横山賢一課長補佐 3 谷洋司主査 4 谷井直人主事

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(3件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(5件)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第6号)
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について	(1件)
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について	(1件)
報告第2号	使用貸借返還通知について	(1件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

9月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。
(挨拶)
今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。
本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。
定例総会議事録署名委員につきましては、小川正則委員と高重浩二委員をお願い致します。
それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。
それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
番号1 申請地：大字池戸字四角寺 1筆 1,675.00 m²
地目：田1筆
譲受理由：相手方の要望
譲渡理由：農業廃止
権利の種類：所有権移転（贈与）

(補足説明)
(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員（19番）

譲渡人に子はいませんが農業をしないということで、いところへ贈与するものです。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

議案2から3号は、まとめて説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

番号1	申請地：大字池戸字鍋淵 地目：畑3筆 現況：宅地3筆 転用目的：宅地拡張 併用地：宅地(1023.92㎡) 造成時期：昭和56年頃 備考：—	3筆	114.20㎡
番号2	申請地：大字田中字柳原 地目：田1筆 現況：宅地1筆 転用目的：宅地拡張 併用地：宅地(396.00㎡) 造成時期：昭和43年頃 備考：—	1筆	178.00㎡
番号3	申請地：大字氷上字長清 地目：田1筆 現況：宅地1筆 転用目的：宅地拡張 併用地：宅地(43.00㎡) 造成時期：昭和62年頃 備考：—	1筆	159.00㎡

(補足説明)

議案第2号番号1は、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議案第2号番号2は、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議案第2号番号3は、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。そ

の他、疑義はありませんでした。

会長

引き続き、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1	申請地：大字池戸字鍋淵 地目：田1筆 現況：宅地1筆 転用目的：宅地拡張 権利の種類：使用貸借権設定 併用地：宅地(643.12㎡) 造成時期：昭和26年頃 備考：—	1筆	495.00㎡
番号2	申請地：大字池戸字丁田 地目：田1筆 現況：田1筆 転用目的：宅地拡張 権利の種類：所有権移転(売買) 併用地：宅地(152.89㎡) 造成時期：— 備考：—	1筆	118.00㎡
番号3	申請地：大字鹿庭字上所 地目：田1筆 現況：田1筆 転用目的：住宅2階建1棟(180.09㎡) 権利の種類：所有権移転(贈与) 併用地：宅地(35.14㎡) 造成時期：— 備考：—	1筆	462.00㎡
番号4	申請地：大字鹿庭字上所 地目：田4筆 現況：宅地4筆 転用目的：宅地拡張 権利の種類：所有権移転(贈与) 併用地：宅地(329.75㎡) 造成時期：平成元年頃 備考：—	4筆	758.00㎡
番号5	申請地：大字氷上字北福万 地目：宅地1筆 現況：畑1筆 転用目的：宅地拡張	1筆	148.62㎡

権利の種類 : 所有権移転 (売買)
併用地 : —
造成時期 : —
備考 : —

(補足説明)

議案第3号番号2・5は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議案第3号番号1・4 (番号3・4は関連事案) は、無断転用で、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

以上になります。ご審議よろしくお祈いします。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員 (11番)

現地調査の報告を行います。

9月分の農地法関連の申請について、令和3年9月10日の午前9時から、第4条許可申請3件、第5条許可申請5件につきまして、高尾会長・私 (高重委員) ・事務局2名の計4名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第4条申請番号1・2・3、第5条申請番号1・4です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員 (19番)

議案第2号番号1は、転用目的「宅地拡張」ですが、宅地への進入路部分です。

また、議案第3号番号1の宅地拡張と関連する事案ですので併せてご審議をお願いします。

担当委員 (6番)

議案第2号番号2は、転用目的である「宅地拡張」ですが建物を壊して平地とした部分です。

担当委員 (11番)

議案第2号番号3は、宅地拡張で無断転用ですがその他問題となることはありませんでした。

担当委員 (4番)

議案第3号番号2は、転用目的「宅地拡張」は駐車場です。計画内容で転用地が東へ控えているのは、南北に町道が付設される予定があるからです。

担当委員 (16番)

議案第3号番号3・4は、譲受け人が同じで隣接する位置にあります。番号3は兄妹が住宅用地として利用するというもので、番号4は子の住宅用地として宅地拡張を行ったというものです。

担当委員（8番）

議案第3号番号5は、車庫用地として宅地拡張するものです。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

3番委員

議案第2号番号1、議案第3号番号1・3・4、の農地転用申請で、申請地と既存の併用地を併せて1,000㎡を超えるものですが、そのような場合、面積の上限、縛りみたいなものはないのでですか。

事務局

転用目的が、住宅や宅地拡張の場合の申請ですと、非農家住宅では転用面積が500㎡まで、農家住宅のそれは1000㎡までという規定はありますが、このように無断転用で造成が既になされているところは、事務処理要領に記載はないのですが、次のような運用の取扱いとしているところです。過少残地として、500㎡を700㎡まで、1000㎡を1200㎡まで許可しているようです。

議案第2・3号のそれぞれ番号1は、関連案件で、面積計1140㎡ほどになります。

議案第3号番号3・4も関連案件で、2世帯ということで、番号3が500㎡、番号4が1000㎡となります。

どちらの案件も利用率の見込みが条件にあっていれば許可となります。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

議案第2・3号は、別に採決します。

質問が無いようなので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第3号を採決します。

質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
(農用地利用集積計画について説明)

今月は、新規利用権設定4件・再設定4件・転貸4件で計12件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。

会長

各委員から何か質問はありますか。

19番委員

議案第4号番号1は、契約期間1年で、これは何か理由があるのですか。普通は3年とか5年かと思いますが。

事務局

前回の契約も1年でしたが、1年とする理由はわかりません。

19番委員

賃借料は3筆で4万円ですか。

事務局

はい、3筆全てで4万円です。

19番委員

作物は何かわかりますか。

18番委員

ブロッコリーだと思います。

19番委員

議案第4号番号7・8の利用権の設定をうける者(法人)は、三木町では初めてだと思います。農業委員の担当集落としては3番委員さんですか。

3番委員

その法人は、ちょっと、わかりません。

2番委員

議案第4号番号11は、利用権を設定する者が102歳ですが、契約期間が9年1か月で、どのようなになるのですか。

8番委員

同じく番号12も、利用権を設定する者が100歳ですが、契約期間が10年で、どのようなになるのですか。

19番委員

全国農業新聞を見ると、やはり高齢の方が
使用貸借であれば、利用権を設定する者が死亡した場合は、その権利は消滅しますが、
本件番号11と12の場合は、賃貸借権の設定なのでその権利は消滅はしません。

事務局

農地機構の資料によりますと、番号11及び12につきまして、所有者は共に高齢なのですが、
番号11は別の方が署名されており、番号12も所有者の子が署名されております。

8番委員

現実には、所有者の子が署名もしているということで、引継ぎができるわけですね。

事務局

そういうことです。

2番委員

わかりました。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

質問が無いようなので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

会長

引き続き、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画
について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について
(農用地利用配分計画について説明)
今月は2件で、総設定面積4155㎡となっています。

どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

19番委員

開始は、来月（11月）1日からですか。

事務局

本件は、今月（10月）末に県公告となりますので、開始は来月（11月）1日からとなります。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

（無し）

質問が無いようなので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

会長

承認されました。
報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
番号1 申請地：大字上高岡字三条 1筆 1,544.00 m²
地目：田1筆
解約日 令和3年9月30日
解約事由：生前贈与のため

（補足説明）

（無し）

報告第2号 使用貸借返還通知について
番号1 申請地：大字池戸字丁田 1筆 1,262.00 m²
地目：田1筆
解約日：令和3年8月31日
解約事由：農地転用のため

（補足説明）

（無し）

会長

ありがとうございました。
報告案件ですが、何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

報告事項は以上です。議案書については以上です。
それでは、次第「(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。
(審議報告について説明)
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。